

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 26）

（検証対象期間：平成25年10月1日～平成25年12月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の平成25年度第3四半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につながることを本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～12月に合計502件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑事法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

- 4 第33回 専門部会(平成25年10月29日開催)で述べられた主な意見
- ・ 慈恵病院への相談の中で誰に相談することもなく、ゆりかごに預けることを前提として行う自宅分娩や、ホテルで出産を試みるも断念し病院へ駆け込んだりする事例もあり、母子の生命の危険性等を改めて認識した。
 - ・ 全国からゆりかごへ預けようと慈恵病院へ相談した事例で、家族の中の他のきょうだいについても援助が必要と思われるような問題のあるケースは、行政へ通告する必要があるのではないか。
 - ・ ゆりかごに預け入れた実親のメンタルケアについて慈恵病院だけでは限界があるため、預けられた子ども含めて、行政と連携してトータルの支援が必要である。

○第35回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・ 開催日時：平成26年1月31日（金）14：00～

(委員名簿)

氏 名	役 職	分 野	備 考
山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉	
国宗 直子	弁護士	法律	
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座特任教授	小児科	
山崎 史郎	熊本学園大学 社会福祉学部教授	心理学	
上村 宏洵	熊本県養護協議会会長 (福) 龍山学苑理事長	福祉施設	
服部 陵子	はっとり心療クリニック 院長	児童精神科	